

令和6年度 生徒指導規程

府中町立府中東小学校

1章 総則

第1条 目的

この規則は、本校の学校教育目標を達成し、児童が安全で安心した学校生活を送るために定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

第1条 服装

1 服装

- ・学校指定の名札をつけ、校内では常に見えるようにしておく。
- ・清潔で運動しやすい服装にする。ロングスカート、ワイドパンツ、極端に短いスカート等は着用しない。
- ・儀式(入学式・卒業式・離任式)は、黒・紺・白・グレーなどを基調とした服装にする。

(派手な色合いのもの、華やかなデザインや大きな文字・絵柄の入ったもの、フードつきのものジャージ、ジーパンは避ける。)

2 体操服

- ・指定の体操服を着用する。冬季の体育ではトレーナーを着用してもよい。
(トレーナーは、フードやボタンファスナーがなく、白、黒、紺、グレーの無地の物)

3 靴

- ・体育の学習で使用できる運動靴にする。(厚底は適さない。)

4 冬季の服装について

- ・上着のフード、耳あては周囲の音が聞こえにくくなり危険なので使用しない。
- ・冬季は登下校時の手袋、マフラーは着用してもよい。
- ・校舎内では、防寒着は身につけない。

第2条 頭髪

- ・不自然な髪型(パーマ、そり込み、一部を極端にのばしたり切ったりするバランスの取れない髪型等)や髪の毛の色を変えることはしない。

- ・清潔で学習や運動に適した髪型にする。
- ・髪の毛が長い場合は、ピンで留めるかゴムで結ぶ。(ピンやゴムの色は、黒、紺、茶にする)
- ・カチューシャや大きい飾りのある髪留めはしない。

第3条 持ち物

1 学用品

- ・「学用品についてのお願ひ」に示されているものを使用する。

2 不要なもの

- ・不要物や携帯電話等は持ってこない。
- ・キーホルダー等の装飾品は持ってこない。
- ・冬季の使い捨てカイロは持ってこない。
- ・リップクリーム・ハンドクリームは、持ってこない。(保護者の届け出が必要)

3 その他

- ・持ち物には必ず記名する。
- ・傘は持ってきた日に必ず持ち帰る。
- ・筆(水彩、習字など)、すずり、パレット等は、家で洗う。

第4条 校内生活について

1 学習について

- ・席に座って始業のチャイムを聞く。
- ・業間の5分間は、次の学習の準備をする。

2 遊びについて

- ・一輪車や竹馬は西中校庭を利用する。
- ・雨でぬれているときは中校庭で遊ばない。
- ・スタンドや体育館周りでは、鬼ごっこなどして走り回らない。
- ・休憩時間は、バットを使った遊びは禁止とする。

第5条 登下校に関すること

- ・登下校は防犯ベルを携行し、決められた通学路を通る。
- ・7時40分から8時00分までに登校し、8時10分には朝の生活が始められるようにする。(7時30分までは校舎内には入れない。)
- ・遅刻・欠席をする場合は、保護者がメール、電話、連絡帳で連絡する。
- ・登校後は忘れ物を取りに帰らない。また、放課後や休日にも忘れ物を取りに来ない。

第3章 校外生活に関すること

第1条 校外生活について

1 帰宅時刻について

- ・午後5時までに帰宅する。
(10月～3月)
- ・午後6時までに帰宅する。
(4月～9月)

2 交通安全について

- ・交通ルールを厳守し、道路を横断する時には、横断歩道を渡る。
(一旦止まって左右を確認してから横断する。)
- ・自転車は、4年生以上の学年が校区内を乗ることができる。
(4年生は、自転車教室を受けてから乗ることができる。)
- ・自転車に乗る時は、交通ルールを厳守し安全に十分注意して乗る。
(ヘルメットの着用を心がける。)

3 遊びについて

- ・放課後遊ぶ場合は、一旦家に帰ってから遊ぶ。
- ・子どもだけで校区外へ出て、遊んだり買い物をしたりしない。
- ・公園で野球やサッカーはしない。
- ・カードやゲームソフト等の交換や貸し借りはしない。
- ・お金や物をおごったりおごられたり、また、もらったりあげたりしない。
- ・山や川など危険な場所では遊ばない。
- ・エアガン、刃物など危ないもので遊ばない。

- ・マッチやライターの持ち出しや花火などの火遊びをしない。
- ・くすのきプラザ図書館、児童センターハッピーズ、児童センターバンビーズ、公民館は、保護者の了承のもと利用することができる。

4 インターネットの利用について

- ・SNSやオンラインゲーム等の利用は家族との約束を守って行う。
- ・SNSやオンラインゲーム等では、人を傷つける言動は行わない。

第4章 特別な指導に関すること

児童が以下に挙げる問題行動を起こした場合は、状況に応じて「特別な指導」を行う。「なぜ、そうなってしまったのか。」「どんなところが問題であったのか。」「今後

どのように行動すれば、そのようなことが防げるのか。」等の振り返りを行い、より良い学校生活を送ることができるよう支援することが目的である。

問題行動	指導内容	備考
<u>不要物</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で指導 ・個別指導（事実確認及び説諭，反省文） 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要物は一次預かり後，保護者へ連絡した上で返却，2回目は保護者へ連絡し，学期末に保護者へ返却する。
<u>授業妨害</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導（事実確認及び説諭，反省文） 	
<u>暴言</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導（事実確認及び説諭，反省文） 	
<u>いじめ</u>	<ul style="list-style-type: none"> ◎被害児童の心のケアを第一優先とする。 ・個別指導（事実確認及び説諭，反省文） ・謝罪 ・継続指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず複数教員で対応する。 ・保護者連携（面談及び謝罪）を原則とする。
<u>法に触れる行為</u> <ul style="list-style-type: none"> ・万引き，窃盗 ・暴力行為 ・器物損壊（故意） ・喫煙 ・飲酒 ・深夜徘徊 ・その他（火遊び） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導（事実確認及び説諭，反省文） ・学校面談 ・謝罪 ・継続指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・触法行為については，警察連携を原則とする。 ・故意による器物破損の弁償については，保護者負担とする。